

麻しん(疑い)と診断した場合のフローチャート

Step 1 : 医師会に報告

- ◆ 所属する郡市医師会に、「群馬県麻しん・風しん疑い患者発生状況報告」を提出する。

※医師会に属さない医療機関におきましては、最寄りの保健所へ御相談ください。



Step 2 : 最寄りの保健所に電話連絡

- ◆ 麻しん患者（疑い含む）の情報を伝える。 ※主に以下の内容です

- ・患者の基本情報：氏名、年齢、性別、生年月日、住所、所在地、連絡先、学校・勤務先等、海外渡航歴 等
- ・発症からの経過
- ・麻しんの予防接種歴（母子健康手帳等の記録に基づくもの）
- ・検査実施状況（麻しんの検査状況や、除外診断をした疾患等）



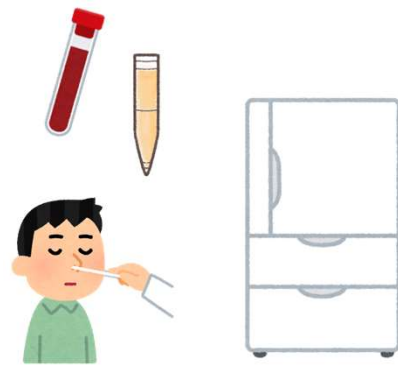
Step 3 : 遺伝子検査用検体の採取

- ◆ 保健所から届けられた容器を用いて、検体を採取する。



★採取が必要な検体

- (1) 血液（全血）：EDTA入り採血管（ヘパリンは不可）
- (2) 尿
- (3) 咽頭ぬぐい液



- ◆ 保健所から回収されるまで、検体を**冷蔵**(4℃)で保存する。

Step 4 : 患者への説明

- ◆ 保健所から、調査のための電話連絡があることを説明する。保健所の電話番号も併せて伝える。
- ◆ 家庭内等での感染拡大防止に関して説明する。

Step 5 : 麻しん接触者リストの作成

- ◆ 患者受診時に、院内で接触した方（職員、来院者等）をピックアップし、リストを作成する。

Step 6 : 遺伝子検査の結果が出た後の対応

【陽性の場合】

感染症法に基づく届出基準を満たす場合は、以下の書類を、最寄りの保健所に提出する。

- ① 感染症法に基づく発生届
- ② Step 5で作成した麻しん接触者リスト

Step 5でリストアップした接触者に、保健所から疫学調査のための電話連絡があることを伝える。

【陰性の場合】

保健所と相談し、今後の対応を決める。

群馬県保健福祉事務所（保健所）一覧

名称	所在地	電話 : Fax	管轄区域
渋川保健福祉事務所	渋川市金井394	0279-22-4166 0279-24-3542 (Fax)	渋川市、 北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066 0270-24-8842 (Fax)	伊勢崎市、 佐波郡
安中保健福祉事務所	安中市高別当336-8	027-381-0345 027-382-6366 (Fax)	安中市
藤岡保健福祉事務所	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420 0274-22-3149 (Fax)	藤岡市、 多野郡
富岡保健福祉事務所	富岡市田島343-1	0274-62-1541 0274-64-2397 (Fax)	富岡市、 甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	吾妻郡中之条町大字西中之条183-1	0279-75-3303 0279-75-6091 (Fax)	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町4412	0278-23-2185 0278-22-4479 (Fax)	沼田市、 利根郡
太田保健福祉事務所	太田市西本町41-34	0276-31-8243 0276-31-8349 (Fax)	太田市
桐生保健福祉事務所	桐生市相生町2-351	0277-53-4131 0277-52-1572 (Fax)	桐生市、 みどり市
館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230 0276-72-4628 (Fax)	館林市、 邑楽郡

中核市保健所

名称	所在地	電話	管轄区域
前橋市保健所	前橋市朝日町3-36-17	027-212-8342	前橋市
高崎市保健所	高崎市高松町5-28	027-381-6112	高崎市

※参考：麻しんの届出基準

- ①麻しん（臨床診断例）：*臨床症状①～③をすべて満たす
- ②麻しん（検査診断例）：*臨床症状①～③をすべて満たし、かつ**届出に必要な病原体診断のいずれかを満たす
- ③修飾麻しん（検査診断例）：*臨床症状①～③を1つ以上満たし、かつ**届出に必要な病原体診断のいずれかを満たす

*届出に必要な臨床症状

- ① 麻しんに特徴的な発疹
- ② 発熱
- ③ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

**届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
① 分離、同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、髄液、尿
② 検体からの直接のPCR法による病原体遺伝子の検出	
③ 抗体の検出（IgM抗体）	血清